

青森ガスプロパン普及促進割引（付帯契約型）説明書

この付帯契約は、下記適用条件の①～⑤の全てを満たし、お客さまが希望する割引種別（A、Bのいずれか）を満たした場合に適用いたします。

◆ 適用条件

- ① 主契約として当社一般ガス契約を締結していること。
- ② 戸建の専用住宅または、併用住宅の居住部分で使用する場合で、一需要場所内に設置するガスメーターの能力の合計が4立方メートル毎時以下であること。
- ③ 原則、住宅の所有者と主契約の締結者が同一名義であること。
- ④ 主契約の料金の支払いを、原則として口座振替によりお支払いいただくこと。
- ⑤ 2022年5月1日以降に、青森ガスのプロパンを使用開始すること。

A) 新築割

- ア) 戸建の新築(建売住宅含む)により、新たに青森ガスのプロパンガスを使用される場合、または、当社プロパンガスを使用している建物を建替えにより継続して当社プロパンガスを使用する場合。
- イ) 住宅完成日または、住宅取得日が、申し込みの12か月以内であること。
(完成日等が判別できる書類を確認できること)

B) 他燃料切替

- ア) 他燃料（ガス以外）から切替により、新たに当社のプロパンガスを使用開始する住宅であること。または、現在、青森ガスのガスを使用していない建物を、リフォーム等により新たに当社のプロパンガスの使用となること。ただし、同一需要場所で既にこの付帯契約で定める新築割、他燃料切替割を適用していないこと。
- イ) 他燃料切替割に申し込む住宅の切替工事完了日が、申し込み日の12か月以内であること。

◆ ご注意及びご確認事項

- ① アパート、マンション等の集合住宅は適用になりません。
(適用条件を満たした二世帯住宅は、適用します)
- ② この付帯契約の申込みは、「新築割」「他燃料切替割」のいずれか一つとしていただきます。
- ③ 契約期間は、契約成立日（当社が申し込みを承諾した日）以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます）の翌日から、60か月目の定例検針日までとします。
- ④ 料金の不払い等による供給停止となった場合、付帯契約は解約される場合があり、再開後の再契約ができない場合があります。

◆ 適用期間と割引率

割引種別	割引率（1か月につき）	契約期間
新築割	一般ガス料金の10%	60か月
他燃料切替割	一般ガス料金の10%	60か月

※ 主契約のガス料金が基本料金のみの場合は、割引されません